

東京都ダンススポーツ連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、東京都ダンススポーツ連盟と称し、英文名を「Tokyo DanceSport Federation」とする。

2 本連盟の通称を、「JDSF 東京都ダンススポーツ連盟」とする。

3 本連盟の略称を、「JDSF 東京」とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という。）定款に基づき、東京都のダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、もって都民の心身の健全な発達並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) オリンピック及び国民体育大会につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) 公益財団法人東京都体育協会への加盟及び関連事業の推進
- (3) 本連盟加盟団体の育成及び支援
- (4) 東京都におけるダンススポーツのクラブ・サークル及び認定ダンス教室の活動の振興
- (5) JDSF 公認又は承認等の競技会の開催及び支援
- (6) JDSF が行う事業への協力
- (7) 本連盟所属の会員及び選手等の登録管理
- (8) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (9) 機関誌等刊行物の発行等
- (10) その他、東京都において本連盟の目的を達成するための必要な事業

第3章 加盟団体及び会員、代議員

(加盟団体)

第5条 本連盟の加盟団体は、東京都内で活動し、本連盟に登録した JDSF 認定サークル（認定ダンス教室を含む）で構成される区市町村を代表す

るダンススポーツ連盟及び理事会で承認された団体とする。

(会 員)

第 6 条 本連盟の会員は、前条の加盟団体の会員及び本連盟直接所属の会員とする。

2 本連盟に加盟するためのサークル認定基準及び加盟又は脱退の手続き並びに会員の登録に関する事項は、別に定める。

3 本連盟は、第 1 項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員をおくことができる。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

2 会員は本連盟を通じて J D S F へ会員登録を行い、J D S F 所定の年度会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 除名

(4) 会費未納

2 前項により資格を喪失した場合は、J D S F の正会員あるいは一般会員又は特別会員の資格も喪失する。

3 第 1 項第 3 号の除名は次の場合とし、本連盟の理事会で決定した後、J D S F 定款に従って決定される。

(1) J D S F 定款又は本連盟の規約に違反したとき

(2) J D S F 又は本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(代議員・派遣理事)

第 9 条 本連盟は、本連盟に登録した加盟団体ごとに代議員及び派遣理事を置く。

2 加盟団体は、代議員 2 名を選出し、そのうち 1 名を派遣理事とし、本連盟に届け出るものとする。

ただし、理事会で承認された加盟団体については、別途定める。

3 代議員は、加盟団体からの代表者とし、総会構成員となり、必要に応じて本連盟の運営に関する助言を行う。

4 派遣理事は、派遣理事会の構成員となり、本連盟の運営及び業務執行に関する助言並びに本連盟と加盟団体との連絡調整を行う。

第4章 総会

(構成)

第10条 本連盟は、最高決議機関として総会を置く。

2 本連盟の総会の構成員は、すべての代議員とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について付議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告書、収支決算書及び貸借対照表の承認
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 規約の変更及び代議員選出方法の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他必要と認められた事項

(開催)

第12条 総会は、定時総会として毎会計年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 5分の1以上の構成員若しくは過半数の監事は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。その場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

3 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、JDSF加盟団体規程に基づきJDSFが臨時の総会を招集できるものとする。

4 総会を招集するには、総会の二週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席構成員の中から選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

2 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。

3 当該議事につき、あらかじめ通知された事項について書面によって表決した者、電磁的方法によって表決した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(決 議)

第 16 条 総会の決議は、議決権を有する過半数の構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該構成員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 役員解任

(2) 規約の変更

(3) 解散又は J D S F からの脱退

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員設置)

第 18 条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名を置くことができる。

(役員選任)

第 19 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事及び監事は、派遣理事と兼ねることができない。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は 2 名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事総数の 30% を超えてはならない。

6 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別の関係にある者が含まれてはならない。

(理事の職務)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を執行する。

2 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、本連盟を代表し、業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務)

第 21 条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事会に出席するなどして、理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は J D S F に報告すること。

(役員任期)

第 22 条 本連盟の役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

第 23 条 本連盟には、名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉役員職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 24 条 本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長及び副理事長の選任並びに解職

(招集等)

第 26 条 理事会は、定期的に会長又は理事長が招集する。ただし、会長又は理事長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長又は理事長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 会長及び理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長又は理事長とする。第 2 項の場合は理事の互選とする。

(議決権)

第 27 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

- 2 当該議事につき、あらかじめ通知された事項について書面によって表決した理事、電磁的方法によって表決した理事及び他の理事を代理人として表決を委任した理事は、出席者とみなす。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

(加盟団体の管理)

第 30 条 本連盟は、サークル認定や加盟団体を管理するためサークル認定委員会を設置するものとする。

- 2 本連盟の加盟団体は、本連盟に加盟するための申請書類に定める内容に変更があった場合は、速やかに本連盟理事会に変更後の書類を提出しなければならない。
- 3 本連盟の加盟団体は、理事会の求めがあった場合、総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。また、臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。
- 4 本連盟は、加盟団体のサークル認定申請等の手続に著しい瑕疵があった場合又は J D S F 認定サークルとして本連盟又は J D S F の名誉を著しく損なうような行為があった場合は、J D S F と協力して監査を行い、若しくは改善等を指導し、又は認定を取り消すものとする。

第 7 章 派遣理事会

(構成)

第 31 条 本連盟は、本連盟の円滑な運営のため派遣理事会を置く。

- 2 派遣理事会は、加盟団体からの代表である派遣理事をもって構成する。

(職務)

第 32 条 派遣理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の運営、業務執行及びその他重要事項に関する助言
- (2) 本連盟と加盟団体との連絡調整

(招集、議決権等)

第 33 条 派遣理事会は、定期的に会長又は理事長が招集する。

- 2 派遣理事会の議長は、会長又は理事長とする。
- 3 派遣理事会における議決権は、構成員 1 名につき 1 個とし、決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4 当該議事につき、あらかじめ通知された事項について書面によって表決した派遣理事、電磁的方法によって表決した派遣理事及び他の会員を代理人として表決を委任した派遣理事は、出席者とみなす。

(議事録)

第 34 条 派遣理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録署名人は、当該派遣理事会において出席構成員の中から選出する。

第 8 章 専門部

(専門部)

第 35 条 本連盟の業務を遂行するため専門部を設け、部長を置く。

- 2 部長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 専門部の職務分掌は別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 36 条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局長を置くとともに、必要に応じ事務職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 事務職員は理事長が任免し、有給とする。
- 4 事務職員に関することは、理事会で審議する。
- 5 事務局の職務分掌は別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本規約の第 11 条 (3) の書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本規約の第 11 条 (2) の書類については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第 40 条 会長は、第 17 条、第 29 条、第 38 条、第 39 条の書類及び役員名簿を第 2 条に規定する事務所に 3～5 年間備え置くものとする。

第 11 章 J D S F 正会員及び J D S F への報告

(J D S F 正会員)

第 41 条 本連盟は、 J D S F 正会員選出規則により選挙管理委員会を設置し、 J D S F 正会員を選出する。

(J D S F への報告)

第 42 条 本連盟理事会は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、及び第 11 条 (2)、(3) の書類を J D S F に報告するものとする。

2 臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を J D S F に報告するものとする。

第 12 章 他団体への加盟、規約の変更及び解散等

(他団体への加盟)

第 43 条 本規約第 4 条に記載のない団体に加盟する場合は、 J D S F の承認を得るものとする。

(規約の変更)

第 44 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。ただし、事前に J D S F 加盟団体規程に定められた手続きを経なければならない。

(各種規程)

第 45 条 本連盟の運営、活動等に関する各種規程は、総会又は理事会の承認を得て定めるものとする。

(解散もしくは J D S F からの脱退)

第 46 条 本連盟が、解散又は J D S F から脱退する場合は、総会にて決議するほか、次の第 1 号又は第 2 号のいずれかの手続きを経るものとする。

(1)本連盟会員総数の 4 分の 3 以上の賛成

(2) J D S F 理事会の承認

2 本連盟が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

附則

1. 本規約は平成 9 年 5 月 1 7 日制定する。
2. 本規約は平成 1 0 年 5 月 1 6 日改定する。
3. 本規約は平成 1 1 年 5 月 1 5 日改定する。
4. 本規約は平成 1 3 年 5 月 1 9 日改定する。
5. 本規約は平成 1 4 年 5 月 1 8 日改定する。
6. 本規約は平成 1 5 年 2 月 1 5 日改定する。
7. 本規約は平成 2 4 年 5 月 1 9 日 J D S F 公益社団法人化に伴い全面改定
8. 本規約は令和 2 年 6 月 2 0 日改定する。
9. 本規約は 2 0 2 1 年 5 月 1 5 日改定する。